

第5章 推進施策

1 施策の体系

推進施策の取り組み期間及び主体

* 取組期間の短中期は3～5年、長期は10年を目安としています。

基本方針	施策展開の項目	推進施策	主な取り組み	区分		取組期間		主体 関連				主体となる課	
				継続	新規	短中期	長期	国	都	市	市民・企業・土地所有者等		
みどりの拠点とネットワークを形成	緑化の重点地区の形成	みどりの拠点 病院街周辺	1 都立清瀬小児病院跡地の緑地保全の要請									緑と公園課	
			2 病院接道部の緑地の活用									緑と公園課	
			3 マツ枯れ防止対策の推進									緑と公園課	
		都市緑化の拠点	志木街道の農地を含めた一帯・通信基地周辺	4 (仮称)清瀬大和田公園の整備									緑と公園課
				5 武蔵野の景観の一体的な保全(景観条例の制定)の検討									都市計画課
				6 花のあるまちづくり事業の展開									緑と公園課
			清瀬駅	7 清瀬駅北口駅前広場の樹木のメンテナンス									緑と公園課
				8 清瀬駅南口駅前広場の整備に伴うみどりの創出									都市計画課
				9 秋津駅周辺の基盤整備に合わせた緑化の推進									都市計画課
	ネットワークの核となる公園づくりの推進	計画的な公園の整備	10 (仮称)清瀬大和田公園の整備									緑と公園課	
			11 内山運動公園の再整備									生涯スポーツ課	
		住区基幹公園の計画的な整備	12 住区基幹公園(街区公園)の整備の検討									緑と公園課	
	公園のリニューアル	13 中央公園の再整備										緑と公園課	
		14 借地による公園等の継続・廃止の検討										緑と公園課	
		15 柳瀬川回廊の維持管理										緑と公園課	
	みどりの散歩道の整備	空堀川、柳瀬川沿いの遊歩道の整備	16 親水公園へのアクセス道の整備(サインの設置など)									緑と公園課	
			17 名木・巨木の樹名板整備									緑と公園課	
			18 親水スポットの整備									緑と公園課	
	水辺のみどりのネットワークの強化	河川や水路の緑化の推進	19 管理用通路の緑化									緑と公園課	
			20 歴史環境保全地区である野火止用水の適正管理の要請									緑と公園課	
			21 多自然川づくりの推進および要請									緑と公園課	
		多自然川づくりの推進	22 水辺や樹林地のビオトープの整備と維持管理									緑と公園課	
			23 管理用通路の緑化と親水性の向上									緑と公園課	
			24 親水公園の整備									緑と公園課	
		空堀川周辺	25 河畔林や河岸等の保全									緑と公園課	
			26 水辺の親水整備									緑と公園課	
			27 柳瀬川崖線緑地の維持管理のあり方の検討									緑と公園課	
	道路のみどりのネットワークの強化	道路緑化と歩道の整備	28 道路整備に伴う歩道の緑化と街路樹の整備									建設課	
			29 街路樹の巨大化対応や老木化した樹木の更新の検討									緑と公園課	
			30 道路雨水の浸透施設設置の検討									都市計画課	
		志木街道沿道のケヤキの保全	31 沿道の屋敷内のケヤキの大木の保全									緑と公園課	
			32 ケヤキの剪定方法の適正化の東京都への要望									緑と公園課	
			33 定期的なけやき通りのケヤキを含む街路樹の維持管理の事業化									緑と公園課	
		ポケットパークの整備	34 ポケットパークの整備と維持管理									都・緑と公園課	
			35 椅子のあるまちづくりの推進と維持管理									緑と公園課	
			36 ビオトープネットワークの形成の検討									緑と公園課	
	みどりのネットワークによる自然環境の保全・育成	自然環境のみどりの保全と再生	37 植物分布の基礎データの定期的な更新									緑と公園課	
			38 雑木林カルテづくり									緑と公園課	
		39 清瀬版レッドデータブックの作成									緑と公園課		
		40 公園等における生きものの生息可能な環境の保全									緑と公園課		
	武蔵野のみどりを守り、活かす	雑木林を守る	雑木林等の保全	41 保全・管理計画の策定									緑と公園課
				42 特別緑地保全区域等の指定と公有化									緑と公園課
				43 土地所有者に対する保全などへの協力依頼									緑と公園課
			健全な雑木林の維持	44 市民ボランティアによるパトロールの強化									緑と公園課
				45 市民に広く働きかける広報活動									緑と公園課
				46 市民参加による雑木林の維持管理のためのマニュアル作成									緑と公園課
		雑木林の維持管理の推進	47 維持管理の技術の研究と習得のための講習会の開催									緑と公園課	
			48 市民が参加しやすい管理システムの充実									緑と公園課	
			49 萌芽更新等の実施									緑と公園課	
		屋敷林を守る	雑木林の再生	50 雑木林の再生指針の作成									緑と公園課
				51 雑木林再生の苗木育成圃場等の造成									緑と公園課
				52 屋敷林の基礎データの作成									緑と公園課
		農地を守る	屋敷林の維持管理の方策の検討	53 条例に基づく保存樹木や保存樹林の推進									緑と公園課
				54 市民緑地制度に基づく緑地保全の検討									緑と公園課
				55 屋敷林の維持管理の支援の充実									緑と公園課
	農地を守る	農地の維持・保全	56 生産緑地の維持・保全									産業振興課	
			57 宅地化農地の維持・保全									産業振興課	
			58 地産地消の推進									産業振興課	
		農のあるまちづくりの推進	59 農地がもたらす潤いのある景観づくりと市民意識の向上									産業・緑と公園課	
			60 まちづくりの視点での農地の維持・保全									産業振興課	
			61 ふれあいの場の拡大									産業振興課	
	62 市全体をふれあい農業の場として位置づける									産業振興課			

*取組期間の短中期は3~5年、長期は10年を目安としています。

基本方針	施策展開の項目	推進施策		主な取り組み	区分		取組期間		主体 関連				主体となる課	
					継続	新規	短中期	長期	国	都	市	市民・企業・土地所有者等		
市街地のみどりを守り、つくり、育む	公共施設緑化の推進	公共施設緑化の推進	市内小・中学校のみどりの育成と活用	63 学校のみどりの育成									教育指導課	
				64 みどりのカーテンの推進									教育総務課	
		公共施設の緑化		65 校庭の芝生化の推進										教育総務課
				66 公共施設の緑化推進と適切な維持管理										各主管課
				67 花のあるまちづくり事業の継続										緑と公園課
	多様な機能の公園づくりの推進	公共施設緑化への市民参加		68 公園等を含む公共施設への市民緑化スペースの設置										緑と公園課
		すべての人に利用しやすい公園づくり		69 公園施設のユニバーサルデザインの導入										緑と公園課
		公園の防災機能の強化		70 耐震性防火貯水水槽の充実										都市計画課
		多様なレクリエーション需要への対応		71 健康増進のための遊具や設備の導入の検討										緑と公園課
		生物多様性を支える公園整備の推進		72 台田の杜の維持管理										緑と公園課
				73 ピオトープのある公園の整備										緑と公園課
	病院街を中心とした連続するみどりを一体的に保全	病院の風致と緑地の保全		74 風致地区等による病院のみどりの保全										緑と公園課
				75 都立清瀬小児病院跡地の緑地保全要請										緑と公園課
				76 関係機関へのみどりの保全の要請										緑と公園課
		病院内緑地の活用		77 病院接道部の緑化および緑地の活用									緑と公園課	
	住宅地緑化の推進	接道緑化などの推進		78 生け垣助成制度の継続										緑と公園課
				79 保存生け垣制度の検討										緑と公園課
				80 壁面緑化や屋上緑化に対する助成制度の検討										都市計画課
				81 住宅地緑化のPR活動の推進(パンフレット等の作成)										都・緑と公園課
		地域ぐるみのみどりのまちづくりの推進		82 緑地協定導入の検討										緑と公園課
83 地区計画制度の活用													緑と公園課	
84 地域ごとの手入れボランティアの組織化													緑と公園課	
高齢者家庭への庭への支援 宅地開発時の適切な指導		85 市条例による公園・緑地等の確保および緑化の指導の徹底										都市計画課		
		86 宅地内浸透施設設置の助成制度の検討										都市計画課		
雨水の地下浸透の推進		87 開発時における宅地内浸透施設設置と使用の徹底										都市計画課		
		88 花のあるまちづくり事業の更なる拡大										緑と公園課		
商店街緑化の推進	みどりあふれる商業空間の形成		89 椅子のあるまちづくり事業の展開										緑と公園課	
	商店街通りへの魅力の創出												緑と公園課	
「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進				90 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進									緑と公園課	
みどりをみんなでは育む	みどりの教育の強化	学校でのみどり教育の推進		91 関係者の協働によるみどり教育の推進									緑と公園課	
				92 みどり教育の教材の充実および指導者の養成									緑と公園課	
				93 子どもたちの環境学習の場づくり									緑と公園課	
		自然観察会等の開催の推進		94 自然観察会の実施										緑と公園課
	みどりの生涯学習の推進			95 みどりの生涯学習の体制づくり(みどりに関する勉強会など)								生涯・緑と公園課		
	みどりのまちづくりへの市民協働の推進	市民参加による公園整備		96 市民の手による公園づくりのしくみづくり									生涯・緑と公園課	
		みどりのメンテナンスへの市民参加		97 清瀬のみどりのサポーター制度の充実									緑と公園課	
		不要樹木の斡旋		98 不要樹木の斡旋									緑と公園課	
	落ち葉の堆肥化と配布		99 雑木林のみどりの資源化										緑と公園課	
			みどりのPRの強化	みどりの情報提供		100 みどりの情報提供のあり方の検討								緑と公園課
	看板表示類の整備			101 みどりの情報提供の場の検討									緑と公園課	
	看板設置に当たっての基本方針の検討			102 看板表示の標準化(担当部署との連携)									緑と公園課	
	みどりの普及・啓発		看板設置に当たっての基本方針の検討		103 看板設置に当たっての基本方針の検討								緑と公園課	
			みどり関連ボランティア団体等の活動への支援		104 ボランティア指導者研修支援の強化と充実									緑と公園課
	みどりのイベントの開催		105 清瀬市自然保護レンジャー制度の充実										緑と公園課	
			みどりに関するイベントの開催		106 各種イベントの方向性についての検討(グリーンフェアの開催)									緑と公園課
	みどりの配布		みどりのコンクールの実施		107 フラワーコンテストの継続								緑と公園課	
			生け垣コンテストの検討		108 生け垣コンテストの検討									緑と公園課
	みどりの活動団体の支援・育成		苗木・花の種の配布		109 市民まつりにおける苗木配布									緑と公園課
			みどりの活動団体の支援・育成		110 みどりの活動団体の支援システムの検討									緑と公園課
財源の充実と活用		先進事例の検証とその視察の支援		111 カタクリなどの希少植物の保護活動の支援									緑と公園課	
		112 先進事例の検証と視察支援											緑と公園課	
緑化推進体制の強化		113 緑地保全基金の充実と活用											緑と公園課	
		114 緑地保全基金の充実のためのPR											緑と公園課	
周辺市との連携強化		115 みどり関係の財源の確保											緑と公園課	
		116 緑地保全推進委員会の活動の支援											緑と公園課	
緑化推進体制の強化		117 みどりの環境保全審議会の充実											緑と公園課	
		118 まちづくり委員会内部のみどりに関する専門部会などの設置の検討											企画課	
緑化推進体制の強化		119 周辺市と連携した雑木林の保全・水辺環境の整備											緑と公園課	
		120 多摩六都におけるみどりのネットワークの形成											緑と公園課	

2 推進施策

1. みどりの拠点とネットワークの形成

(1) みどりの拠点の形成

病院街周辺、志木街道・通信基地周辺の農地一体をみどりの拠点として、駅周辺を都市緑化の拠点として定めていきます。また、雑木林と農地と屋敷林が一体となって形成する武蔵野の原風景を保全していきます。

1) みどりの拠点

病院街周辺

清瀬市の特徴を示す病院やその周辺の公共施設群のみどり豊かな環境を保全し、併せて周辺地域の緑化の推進や公園・緑地の確保などみどり豊かな市街地形成の施策を展開し、みどりの拠点を形成していきます。なお、昔からこの地区に多い希少なアカマツの枯死が進んでいるため、これ防ぐための施策を展開します。

<主な取り組み>

- 都立清瀬小児病院跡地の緑地保全の要請
- 病院接道部の緑地の活用
- マツ枯れ防止対策の推進

志木街道の農地を含めた一帯・通信基地周辺

大規模な公園である（仮称）清瀬大和田公園の整備を核としたみどりあふれる地域づくりを進めます。また、志木街道沿いの集落および屋敷林とその背後の生産緑地（農地）と平地林によって構成される武蔵野の景観を一体的に保全し、みどり豊かな清瀬市のふるさと空間として積極的なみどりのまちづくりを展開し、みどりの拠点を形成していきます。

<主な取り組み>

- (仮称)清瀬大和田公園の整備
- 武蔵野の景観の一体的な保全（景観条例の制定）の検討
- 風致地区、景観条例（景観保全指針）を視野に入れ農ある風景を守っていきます。

2) 都市緑化の拠点

都市緑化の拠点としてふさわしいみどりの空間づくりを、駅及び駅前広場を核に、民有地の緑化推進を含めて積極的に展開していきます。

清瀬駅

清瀬市の顔として、駅周辺にふさわしい魅力ある環境づくりの一環としてみどりの維持・管理を充実するとともに、清瀬駅南口駅前広場の整備に伴い新たなみどりを創出してみどりの拠点を形成していきます。

<主な取り組み>

花のあるまちづくり事業の展開

清瀬駅北口駅前広場の樹木のメンテナンス

清瀬駅南口駅前広場の整備に伴うみどりの創出

秋津駅

道路、広場等の基盤整備と合わせて緑化を推進し、みどりの拠点を形成していきます。

<主な取り組み>

秋津駅周辺の基盤整備に合わせた緑化

(2) ネットワークの核となる公園づくりの推進

ネットワークの核となる公園づくりのために、計画的な公園の整備と公園のリニューアルを推進します。

1) 計画的な公園の整備

日常のなかで気軽に訪れることができ、多様な市民ニーズに応じて親水公園や自然遊園など特色のある公園の整備を計画的に推進します。

都市基幹公園の整備

みどりのネットワークの核となり、スポーツや自然観察、そして災害発生時の広域的な避難場所として機能を持った総合公園として(仮称)清瀬大和田公園の整備を進めます。また、運動公園として下宿運動公園の再整備を検討します。

<主な取り組み>

(仮称)清瀬大和田公園の整備

下宿第三運動公園の再整備

住区基幹公園の計画的な整備

身近なみどりのネットワークの核となる住区基幹公園（街区公園）については、10の都市計画公園のうち6箇所を開園していますが、計画面積7.8haに対し、開園面積は3.79haが現状であり、今後、整備のあり方について検討していきます。

<主な取り組み>

住区基幹公園（街区公園）の整備の検討

2) 公園の再整備等

今のニーズに対応した公園の再整備と利用頻度が著しく低下した広場や公園について、統廃合や借地による公園の継続・廃止を検討していきます。

<主な取り組み>

中央公園の再整備

借地による公園等の継続・廃止の検討

(3) みどりの散歩道の整備

「柳瀬川回廊」、「台田の杜」や「雑木林のみち^{*}」などの水とみどりの散歩道を活用し、市民や清瀬市を訪れた人々が安全に市内を散策でき、ポケットパークや遊び場で憩えるみどりの散歩道・遊歩道の整備を進めます。

1) 空堀川、柳瀬川沿いの遊歩道の整備

柳瀬川については、柳瀬川回廊の整備を進めてきましたが、空堀川についても遊歩道の整備を推進します。また、清瀬橋付近に親水公園の整備を検討していきます。

<主な取り組み>

柳瀬川回廊の維持管理

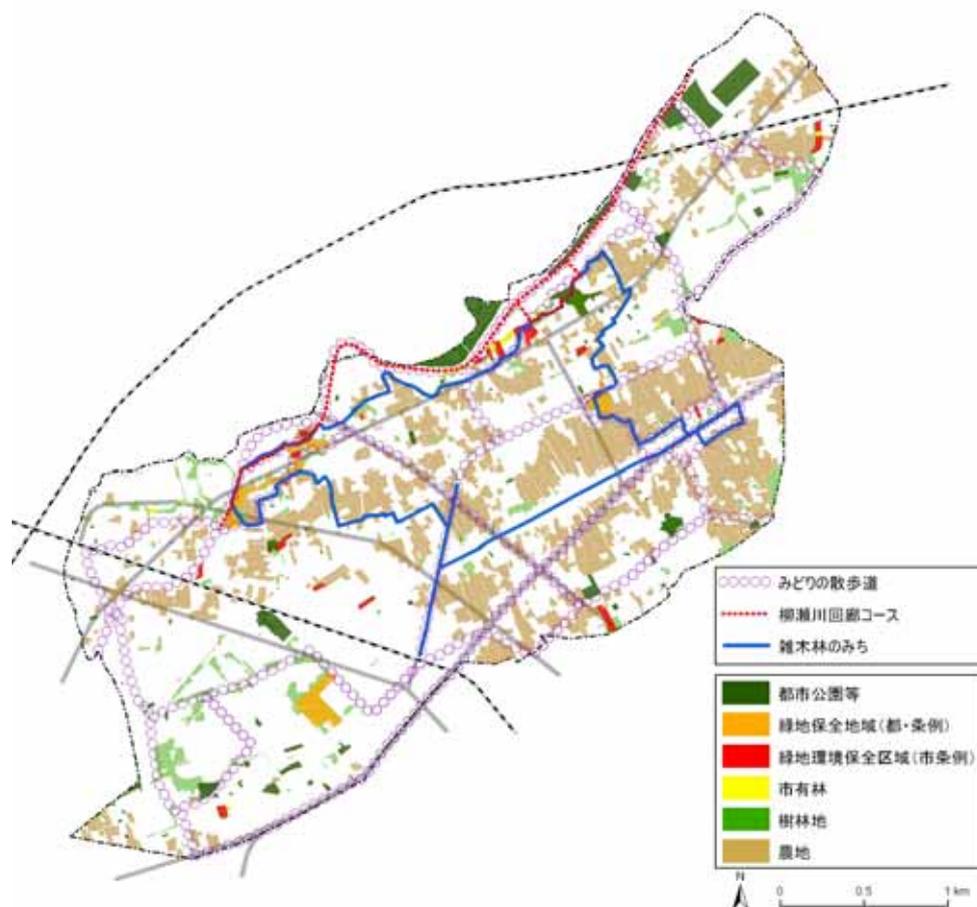
親水公園へのアクセス道の整備（サインの設置など）

2) みどりの散歩道の整備

みどりの散歩道沿いの緑地や名木・巨木の樹名板整備等を進めます。

<主な取り組み>

名木・巨木の樹名板整備



みどりの散歩道

^{*}「雑木林のみち」とは、多摩東部地域に残る雑木林を保全し、この雑木林を中心とした武蔵野らしい風景をつづる道を、都民の憩いの場として積極的に活用することを目的として東京都により設置されたもの

3) 親水スポットの整備

市内を流れる河川に散策の休憩や中継点として、水遊びや観察などが楽しめる親水スポットの整備を進めます。

<主な取り組み>

親水スポットの整備

(4) 水辺のみどりのネットワークの強化

市民のふれあいの場として親水空間の創出を図るとともに、水生生物の住む潤いのある水辺環境の整備を進めます。

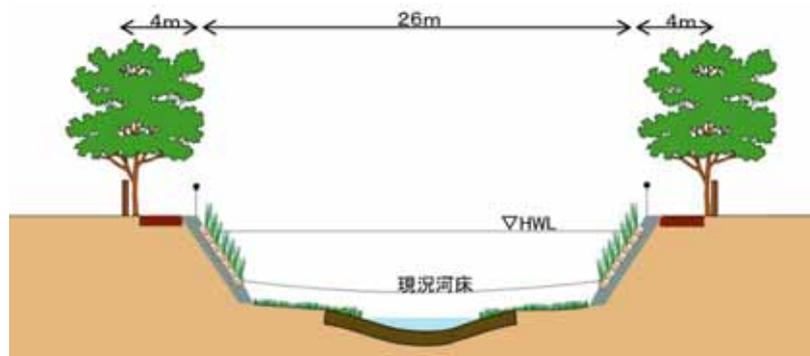
1) 河川や水路の緑化の推進

市内を流れる空堀川や柳瀬川などについては、その堤防沿いを中心に季節感のある樹木の植栽を進めます。また、歴史環境保全地域である野火止用水沿線については、東京都や関係市に対し、その適切な維持管理を要請していきます。

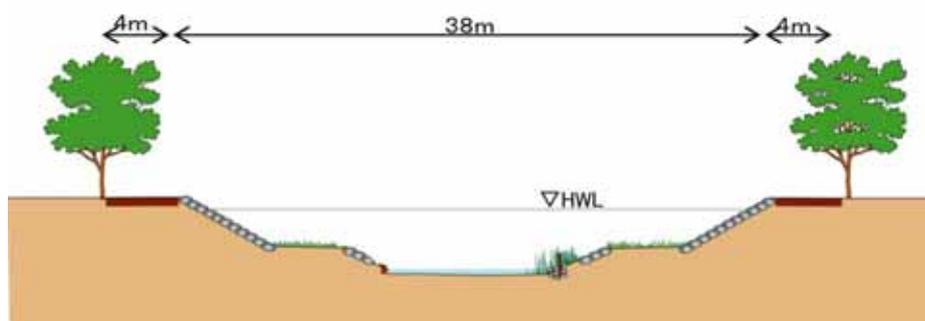
<主な取り組み>

管理用通路の緑化

歴史環境保全地域である野火止用水の適正管理の要請



空堀川下流（柳瀬川合流点～西武多摩湖線）の河川整備



柳瀬川中流（清瀬橋～空堀川合流点）の河川整備

出典：柳瀬川流域河川整備計画 平成8年3月 東京都

2) 多自然川づくりの推進*

表情豊かな水辺は散策する人々をこころよくするばかりでなく、武蔵野の資源である身近な生物の生息地になります。このことから、市内を流れる河川についてはできる限り多自然川づくりを推進し、生きものにとって生息しやすい空間をつくるよう東京都に要請していきます。また、市内の水辺や樹林地などのオープンスペースの一部を、ビオトープ空間（野生生物の生息生育できる空間）化し、武蔵野らしい豊かな自然の復活をめざします。

<主な取り組み>

多自然川づくりの推進および要請
水辺や樹林地のビオトープの整備と維持管理

3) 空堀川周辺

自然環境と調和を図りながら管理用通路の緑化や親水性を高めていき、河川整備により失われた環境は可能な範囲内ではあるが復元を図ることで、地域に親しまれる川づくりを進めます（柳瀬川流域河川整備計画 平成8年3月 東京都より）。また、柳瀬川と空堀川の合流地点に親水公園の整備を図るとともに、河川周辺部の生産緑地や樹林の保全と周辺の民有地の緑化推進を図り、水辺と樹林が一体となったみどり豊かな地域づくりを展開し、中里緑地保全地域等と一体的にみどりの拠点を形成していきます。

<主な取り組み>

管理用通路の緑化と親水性の向上
親水公園の整備

4) 柳瀬川周辺

恵まれた自然環境を持つ柳瀬川の特徴を活かし、治水や河川管理上支障のない範囲で、河畔林や河岸などの保全を図っていきます（柳瀬川流域河川整備計画 平成8年3月 東京都より）。また、柳瀬川の水辺の親水整備を図るとともに、川辺の斜面林とその背後の生産緑地の保全を図り、みどり豊かな河川と一体となったみどりの景観とうるおいのある空間形成を展開していきます。

また、柳瀬川崖線緑地の崖線に残された自然環境は市民にとっても貴重なものであり、動植物の実態調査を含め、将来的に市民との接点をどのようにしていくかも含め、維持管理のあり方を検討していきます。

<主な取り組み>

河畔林や河岸等の保全
水辺の親水整備
柳瀬川崖線緑地の維持管理のあり方の検討

* 「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

<川づくり全体の水準の向上のための方向性>

- ・河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりとすること。
- ・生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出することはもちろんのこと、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりとすること。
- ・調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理全般を視野に入れた川づくりとすること。

(5) 道路のみどりのネットワークの強化

1) 道路緑化と歩道の整備

主要な道路については、街路樹などによる緑化を推進し、植樹帯の形成による市街地環境の向上と、防火帯の形成を図ります。主要な道路への歩道の設置を進め、市街地内のみどりとみどりのネットワーク形成を図ります。

<主な取り組み>

- 道路整備に伴う歩道の緑化と街路樹の整備
- 街路樹の巨大化対応や老木化した樹木の更新の検討
- 道路雨水の浸透施設設置の検討

2) 志木街道のケヤキの保全

沿道の良好な景観を形づくっている志木街道の沿道の屋敷内のケヤキの大木については、条例にもとづく樹木の登録制度の活用やその他の制度にもとづく保全策を促進していきます。また、街路樹のケヤキの剪定方法の適正化について東京都に要請をしていきます。

<主な取り組み>

- 沿道の屋敷内のケヤキの大木の保全
- ケヤキの剪定方法の適正化の東京都への要請

3) けやき通り等の街路樹の保全

本市のシンボルロードとなっている「けやき通り」のケヤキなど高木・老木化した街路樹の更新・剪定など、適切な維持管理を定期的に行うことにより維持していきます。

<主な取り組み>

- 定期的なけやき通りのケヤキを含む街路樹の維持管理の事業化

4) ポケットパークの整備

歩道の要所や散策コースの途中に、休憩ができるようなポケットパークの整備を進めます。また、ポケットパークは、公園等と同様な維持管理に努めます。

<主な取り組み>

- ポケットパークの整備と維持管理

5) 椅子のあるまちづくりの推進

公園や道沿いに個性あふれる椅子をおき、語らいや休息の場としての空間を提供し、まち全体を公園という感覚でとらえ、魅力的な歩行者空間づくりを住民の協力のもと進めてきました。今後はその維持管理に努めます。

<主な取り組み>

- 椅子のあるまちづくりの推進と維持管理

(6) みどりのネットワークによる自然環境の保全・育成

1) ビオトープネットワークの検討

生きものの移動経路を確保することにより、相互依存関係にある多様な生きものの生息空間が保全できます。このことから、街路樹のある道路、水路などの連続的な緑地のほか、社寺林や屋敷林、農地、住宅地の生垣などを含め、多様な自然環境により構成される生きものの生息空間を相互につなげる、ビオトープ^{*1}ネットワークの形成に向けたあり方を検討します。

<主な取り組み>

ビオトープネットワークの形成の検討

2) 自然環境のみどりの保全と再生

市域の自然の状況を正しく把握するために、市内の自然調査を行います。また、行政と市民が協働して自然環境の保全に取り組むしくみづくりを進めます。また、雑木林については、現在の植物等の種類や分布を詳細に把握し、適切な保護をするためのカルテを作成するとともに、その保全の緊急性が高いものを把握し、武蔵野の原風景を守るための資料づくりを進めます。

<主な取り組み>

植物分布の基礎データの定期的な更新

雑木林のカルテづくり

清瀬版レッドデータブック^{*2}の作成

3) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出

生息空間を構成している樹木・樹林、水辺などを保全します。また、生息空間が公園や農地などである場合は、本来の利用環境を確保しつつ、生きものの生息が可能な環境の保全に努めます。

<主な取り組み>

公園等における生きものの生息可能な環境の保全

*1: ビオトープ (biotope) とは、生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。

ビオトープネットワークとは、単独のビオトープでは十分な環境や大きさを確保できないため、いろんなビオトープをコリドー（みどりの回廊）でつないでネットワーク化することで、ビオトープネットワークを計画するときに重要なのはコア（核となる地域）となる地域を中心に、コリドーや水路で繋いでいく。

*2: レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのこと。1966年に国際自然保護連合が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されている。日本で単に「レッドデータブック」というときは、環境省によるものをさすことが多い。

2. 武蔵野のみどりを守り、活かす

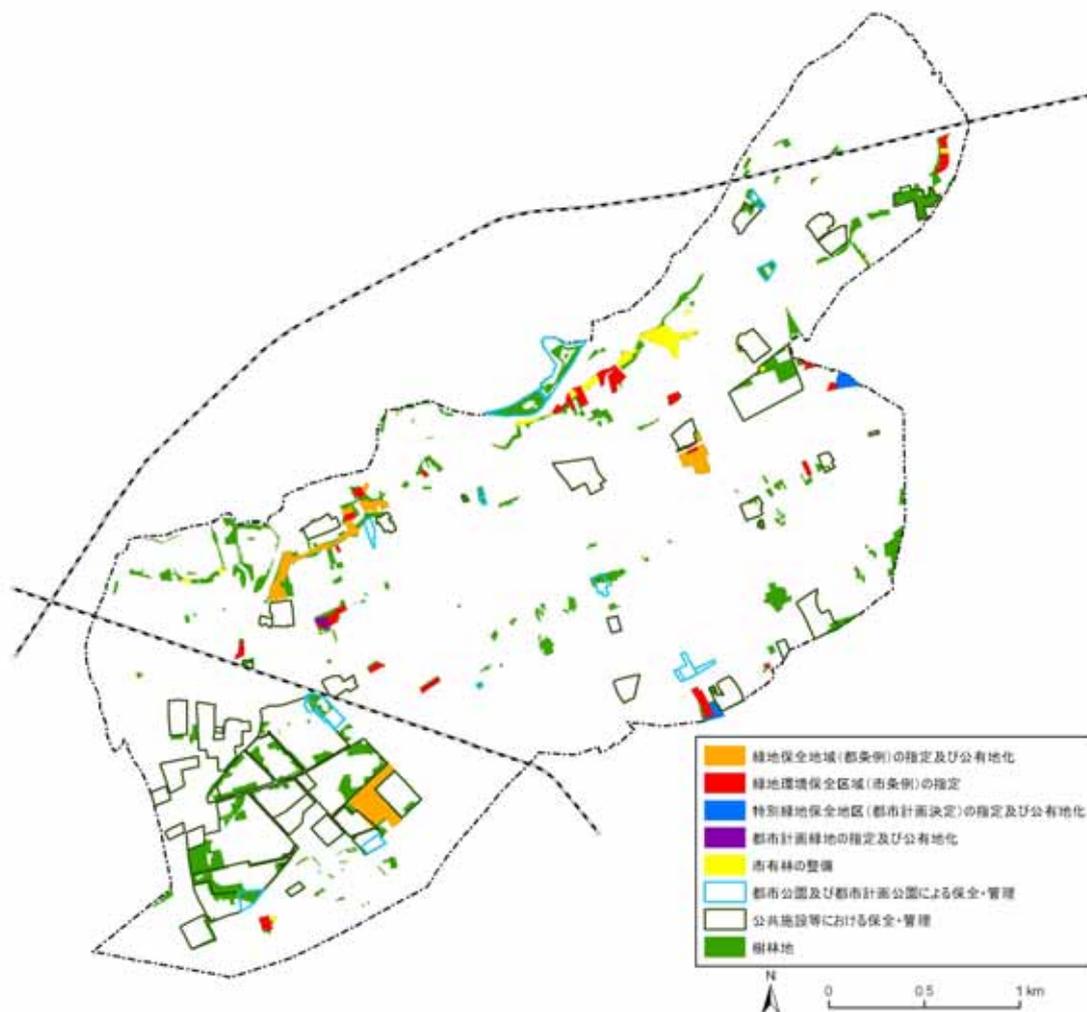
(1) 雑木林を守る

1) 雑木林等の保全

市内の保全すべき雑木林等について、保全管理の方針や計画を策定します。また、現在、条例等により指定をし、保全等の協力要請を行っている雑木林については、今後も引き続き協力要請をしていきます。さらに、特別緑地保全地区と都市計画緑地に隣接している緑地環境保全区域についても、順次都市計画決定の拡大を検討していきます。

<主な取り組み>

- 保全・管理計画の方針や計画の策定
- 特別緑地保全区域等の指定と公有化
- 土地所有者に対する保全などへの協力要請



雑木林の保全方針

2) 健全で安全な雑木林の維持

本市の雑木林には、貴重な植物が自生しています。ごみの不法投棄を防止するため、雑木林の市民ボランティアによるパトロールの輪を広げるとともに、広報による呼びかけの強化を行います。

<主な取り組み>

- 市民ボランティアによるパトロールの強化
- 市民に広く働きかける広報活動

3) 雑木林の維持管理の推進

かつて、武蔵野では人とみどりが良好な関係を保ちつつ共生してきました。その武蔵野を象徴する雑木林のあるべき姿を維持するために果たしてきた農家の人たちの役割を、今後は行政と市民の協働により担っていきます。

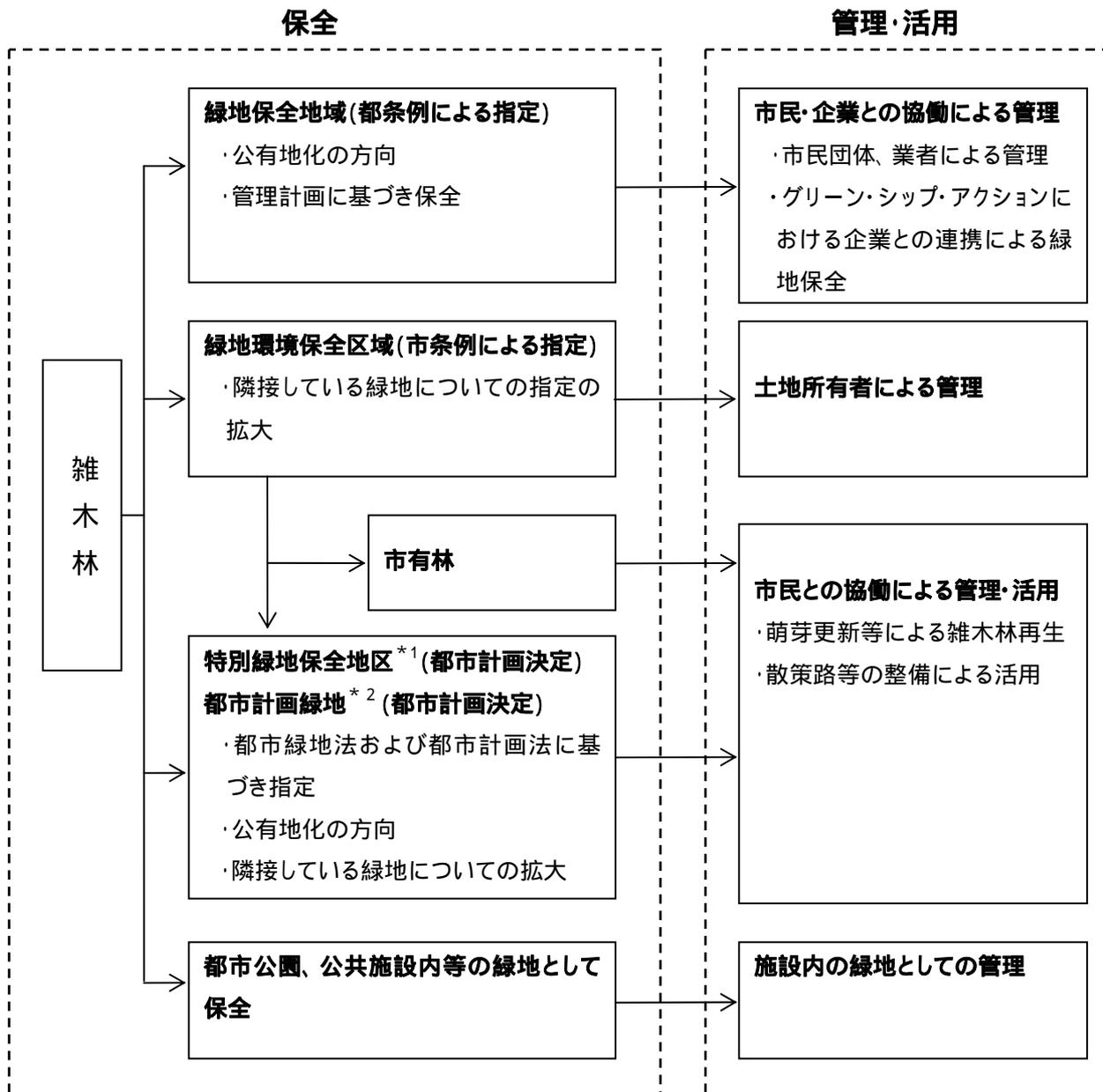
市では、東京都・自然保護団体と協力して、雑木林の維持管理の技術や知識の啓発に努める一方、市民との協働により、「清瀬市みどりのサポーター*」など市民がボランティアとして参加しやすいシステムを充実していきます。

また、雑木林では、樹木の生命力を回復するために、定期的な伐採後、切り株や根からの新しい芽（萌芽）を管理し育て、再び伐採を繰り返すことで雑木林を維持する萌芽更新などを行います。

<主な取り組み>

- 市民参加による雑木林の維持管理のためのマニュアル作成
- 維持管理の技術の研究と習得のための講習会の開催
- 市民が参加しやすい管理システムの充実
- ボランティア等による萌芽更新等の実施

* 清瀬市みどりのサポーターとは、市有林を対象に下草刈りなど雑木林の維持管理活動を行うボランティアの登録制度。



林の保全及び管理・活用の考え方

*1：特別緑地保全地区とは、「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然環境の緑地などを都道府県または市町村が都市計画に定める地区。都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定（都市計画を一定の手続きにより決定すること）し、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

*2：都市計画緑地とは、都市計画施設の1つであり、「都市計画法」に規定された都市施設である緑地として都市計画決定されたもので、主として都市の自然環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

4) 雑木林の再生

萌芽更新が困難な雑木林や新たに雑木林を創出していくために、雑木林の再生のための指針を検討し、苗木育成の圃場等の造成などの場所を含めて雑木林の再生を推進します。

< 主な取り組み >

雑木林の再生指針の作成

雑木林再生の苗木育成圃場等の造成

(2) 屋敷林を守る

1) 屋敷林の保全

市内に残る屋敷林の現状やその保全に対する意向の把握を進め、その保全を図るための基礎データづくりを進め、条例による緑地環境保全区域や保存樹木の指定を推進します。また、地権者の負担の少ない市民緑地制度*も検討します。

< 主な取り組み >

屋敷林の基礎データの作成

条例にもとづく保存樹木や保存樹林の推進

市民緑地制度に基づく緑地保全の検討

2) 屋敷林の維持管理方策の検討

保存樹木に登録された屋敷林については、維持管理の支援を充実していきます。また、市民緑地に契約された屋敷林については、雑木林と同様に既存の市民組織の強化と支援を進めながら、これらの組織を主体とした維持管理方策を検討します。

< 主な取り組み >

屋敷林の維持管理の助成の充実

* 市民緑地制度とは、「都市緑地法」に基づき、樹林地や人工地盤・建築物等を含む民有地のみどりを所有者と市が契約を締結し、その緑地または緑化施設を市民に公開する制度。これによりみどりが守られるとともに、市民の憩いの場、散策やみどりにふれあう場が創出される。

指定要件：都市計画区域内にある、土地、人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面積の合計が300㎡以上の一団の土地等の区域。現況が緑地でない土地であっても、植樹等を行い緑地とした場合においては、市民緑地として設置が可能。

優遇措置：固定資産税、都市計画税、相続税・贈与税の優遇等

(3) 農地を守る

都市化の進展や農業従事者の高齢化など、農業を取り巻く諸環境により農地が減少傾向にある中で、都市に潤いを与える空間として、みどり豊かなまちづくりの実現に向けた農地の役割・機能を踏まえながらその維持・保全を図っていきます。

1) 農地の維持・保全

農地の維持・保全を積極的に行うため、各種農業振興施策を導入し、生産緑地に指定されている農地の適切な保全・管理と農業振興に努めます。宅地化農地も、「農地として維持していきたい」という意向が強いことから、積極的な維持・保全を行うとともに、市民農園のほか、体験型農園の検討もしながら、農地としての利用を促進していきます。

また、相続時に農地の減少が大きいことから、相続の際にも農地が維持されるよう啓発及び対策を検討し、東京都市長会等を通じて、国などに優遇措置や助成などの要望をしていきます。なお、相続等により、買取申出があった場合、そこが公共用地として適している場合、検討し買取をします。また、買取をしない場合、農業委員会等を通じて、他の農業者への斡旋をしていきます。

さらに、市民が市内で収穫された農産物を消費する地産地消を推進するため、市内の店舗への働きかけや既存のみらい清瀬新鮮館や直売所の活用・充実を図っていきます。

<主な取り組み>

生産緑地の維持・保全

- ・生産緑地に指定された農地への各種農業振興施策の導入
- ・生産緑地の買取または斡旋
- ・相続税優遇措置等の要望

宅地化農地の維持・保全

- ・各種振興施策の導入
- ・体験型農園などの利用推進

地産地消の推進

- ・市内の店舗への働きかけ
- ・みらい清瀬新鮮館や直売所の活用・充実

2) 農のあるまちづくりの推進

都市化の進展により、農地のもつ機能と役割がますます強まり、重要性が増すことから、今後、農のあるまちづくりの実現に向けた農地の保全に努めます。

また、農のある風景は清瀬市の代表的な景観の一つであり、今後とも農地をまちづくりの中で積極的に位置づけていくとともに、生態系の維持・保全、防災等、農地の持つ多面的な機能とその意義への認識を高めていきます。

<主な取り組み>

農地がもたらす潤いのある景観づくりと市民意識の向上

- ・ 農地景観の向上（花壇・花木等）
 - ・ 農地への空き缶、ゴミ投棄防止への対策
- まちづくりの視点での農地の維持・保全
- ・ 各種まちづくり活動の中で、農地の積極的な位置づけ（各種計画や事業等）
 - ・ 農地による自然生態系の保護・育成（公園や樹林等と連携したビオトープづくり）
 - ・ 農地の防災機能の活用（緊急避難場所・延焼防止空間としての位置づけ）

3) ふれあいの場の拡大

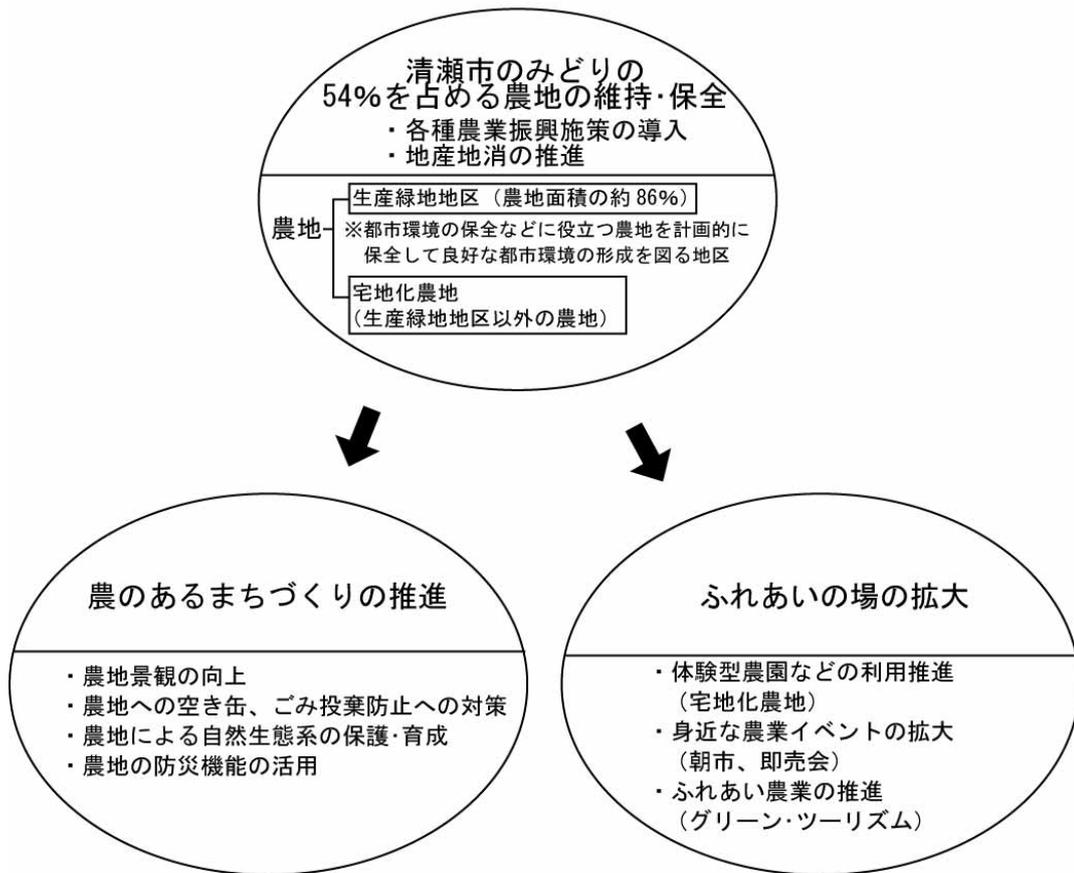
市民が農業を通じてふれあえる場づくりを推進します。現在、市内には6箇所の市民農園がありますが、市民の希望が多く、希望者全てに対応できない状況にあります。市民農園や体験型農園で市民が土に親しみ自ら農産物をつくることを通じて、都市生活の中で潤いとやすらぎを得ることができるとともに、農業への関心をも得られる貴重な場となっており、今後、農業者と市、JAなどが連携して体験農園やその他のふれあいの場を拡大していきます。

さらに、市全体をふれあい農業の場として位置づけ、市内の自然環境と連動したふれあいの場づくりを進めます。

<主な取り組み>

ふれあいの場の拡大

- ・ 体験型農園
 - ・ 朝市、即売会などの身近な農業イベントの拡大
- 市全体をふれあい農業の場として位置づける
- 市内の農地や直売所と公園や散策路をつなぎ、市全体を散策しながら清瀬市の農業を見学し、学習や体験ができる場として位置づけていきます。



清瀬市の農地に関する取り組み

3. 市街地のみどりを守り、つくり、育む

(1) 公共施設緑化の推進

1) 公共施設緑化の推進

市内小・中学校のみどりの育成と活用

教育の場となる市内小・中学校のみどりを育成し、みどりと親しむための教材としてのみどりの活用を図ります。

< 主な取り組み >

学校のみどりの育成

みどりのカーテンの推進

校庭の芝生化の推進

公共施設の緑化

市役所や市民センターなどの公共施設の再整備にともなう緑化を推進し、みどりのまちづくりを先導的に進める役割の強化を図るとともに、その適切な管理を行っていきます。

< 主な取り組み >

公共施設の再整備に伴う緑化推進と適切な維持管理

花のあるまちづくり事業の継続

2) 公共施設緑化への市民参加

公共施設への市民が参加できるような緑化スペースの設置を図り、親しみのある公共施設緑化に努めます。

< 主な取り組み >

公園等を含む公共施設への市民緑化スペースの設置の検討

(2) 多様な機能の公園づくりの推進

公園施設整備に当たっては、耐震性防火水槽の設置などにより公園の持つ防災機能を高めるとともに、多様化する運動・健康・体力づくりの需要に対応し、さらに人だけでなく生き物にも配慮した公園づくりを目指します。

1) すべての人に利用しやすい公園づくり

公園の施設については、障害者や高齢者、子供などのすべての市民に利用しやすいデザイン（ユニバーサルデザイン）の導入を進め、人にやさしい公園づくりを目指します。

< 主な取り組み >

公園施設のユニバーサルデザインの導入

2) 公園の防災機能の強化

災害発生時に公園の持つ防災機能を最大限発揮するため、災害時の避難場所としての整備や、耐震性防火貯水槽などの防災施設等の充実を図ります。

< 主な取り組み >

耐震性防火貯水槽の充実

3) 多様なレクリエーション需要への対応

今後ますます多様化するレクリエーション需要への対応を図るため、市民のニーズを反映した施設整備を進め、幅広い層の人が利用できる公園づくりに努めます。

< 主な取り組み >

健康推進のための遊具や設備の導入の検討

4) 生物多様性を支える公園整備の推進

多様な生物が生息できるビオトープのある公園の整備や、良好な自然環境が残されている場においても、整備が可能な場合には施設の管理体制も含めて整備に向けた検討を行っていきます。

< 主な取り組み >

台田の杜の維持管理

ビオトープのある公園の整備

(3) 病院街を中心とした連続するみどりを一体的に保全

昭和初期に清廉な空気を求めて、雑木林や松林に囲まれたなかに結核療養所として東京府立清瀬病院の開設以来、次々と結核療養所が設立されました。病院敷地に残されたこれらの雑木林や松林は、今では都市のなかの貴重なみどりとしてその価値を残している一方、質と量の劣化が目立ちます。(長期総合計画・後期基本計画より)

1) 病院の風致と緑地の保全

病院街を中心に形成されているみどり豊かな環境を保全するために、風致地区*、緑地保全地区の指定や都市計画緑地を確保するなど、適切な保全策が図られるように関係機関に要請します。また、移転後の都立清瀬小児病院跡地に残されるアカマツ林を保全することを視野に入れ、緑地保全地域の指定を含めた保全の要請をしていきます。

< 主な取り組み >

風致地区等による病院のみどりの保全
都立清瀬小児病院跡地の緑地保全要請
関係機関へのみどりの保全の要請

2) 病院内緑地の活用

道路に接したみどりを道路のみどりとして一体的に活用していくことを促進します。

< 主な取り組み >

病院接道部の緑化および緑地の活用

あじさいロードにおける清瀬高校の接道部のみどりの活用の事例と同様に病院においても接道部の緑地を活用していきます。



都立清瀬高校



同左

* 風致地区とは、都市の風致を維持し、自然と調和したまちづくりを進めるため、都市計画に定める地域地区の一つ。「風致地区条例(都)」に基づく基準により、造成や建築行為における基準(建築物の高さ・壁面の後退・緑被率・色彩等)があり行為の規制を行っている。

指定要件：都市の風致を維持する優れた景観や自然環境(樹林地・水辺等)が残る区域、良好な住環境を維持している区域。

規制行為：建築物等の新築・改築、宅地造成、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為の制限。

(4) 住宅地緑化の推進

1) 接道緑化などの推進

住宅地の接道部の緑化の推進や、地震発生による倒壊の恐れのあるブロック塀を生け垣への転換を促進するための制度を継続運用するとともに制度の条件緩和も検討します。

< 主な取り組み >

生け垣助成制度の継続

保存生け垣制度の検討

壁面緑化や屋上緑化に対する助成制度の検討

住宅地緑化のPR活動の推進(パンフレット等の作成)

2) 地域ぐるみのみどりのまちづくりの推進

地域ぐるみのみどりのまちづくりを推進し、みどりあふれる環境のよい住宅地の形成を図ります。

< 主な取り組み >

緑地協定^{*1}導入の検討

地区計画制度^{*2}の活用検討

3) 高齢者家庭への庭への援助

高齢者家庭などの庭の管理が困難なものについては、庭の手入れの援助をするための制度を検討します。

< 主な取り組み >

地域ごとの手入れボランティアの組織化

4) 宅地開発時の適切な指導

宅地開発が行われる際には、適切な指導により、公園・緑地の確保に努めます。

< 主な取り組み >

市条例による公園・緑地等の確保及び緑化の指導の徹底

*1: 緑地協定とは、「都市緑地法」に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

*2: 地区計画とは、「都市計画法」に基づき、比較的小規模の地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。「都市緑地法」に基づき、地区レベルの良好な都市景観の環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、建築物の緑化率規制とするための条例を制定し地区計画内の緑化率を定めることができる。

5) 雨水の地下浸透の推進

雨水の地下水かん養^{*}を図るため、宅地等における雨水の地下浸透を推進します。これにより、湧水を創出するとともに大雨時における河川への流出抑制も図ることができます。

< 主な取り組み >

宅地内浸透施設設置の助成制度の検討

開発時における宅地内浸透施設設置と使用の徹底

(5) 商店街緑化の推進

1) みどりあふれる商業空間の形成

駅周辺の商店街を中心に、花樽や小花壇などの設置を推進し、さらにこれらに対する助成策を検討し、みどりあふれる商業空間の形成を進めます。

< 主な取り組み >

花のあるまちづくりの更なる拡大

2) 商店街通りへの魅力の創出

市街地内の商店街通りについては、道ごとのテーマに基づいた道路緑化や、椅子などの設置を進め、魅力ある歩行者空間の形成を進めます。

< 主な取り組み >

椅子のあるまちづくり事業の展開

* 地下水かん養とは、降雨が浸透して地下に水が供給されることをいいます。

(6) 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進

緑被率の変遷をみるとみどりの減少が継続しており、特に住宅地や商業地域はみどりが少なく、積極的に緑化を推進する必要があります。また、市が新たに設置又は管理する道路、公園、学校、市庁舎、市民センター等の公共施設は先導的に緑化を推進しなければなりません。そこで、市全域を「緑化重点地区」と定め、市民・事業者・行政が連携しながら、それぞれが主体的に緑化を進めていきます。

< 主な取り組み >

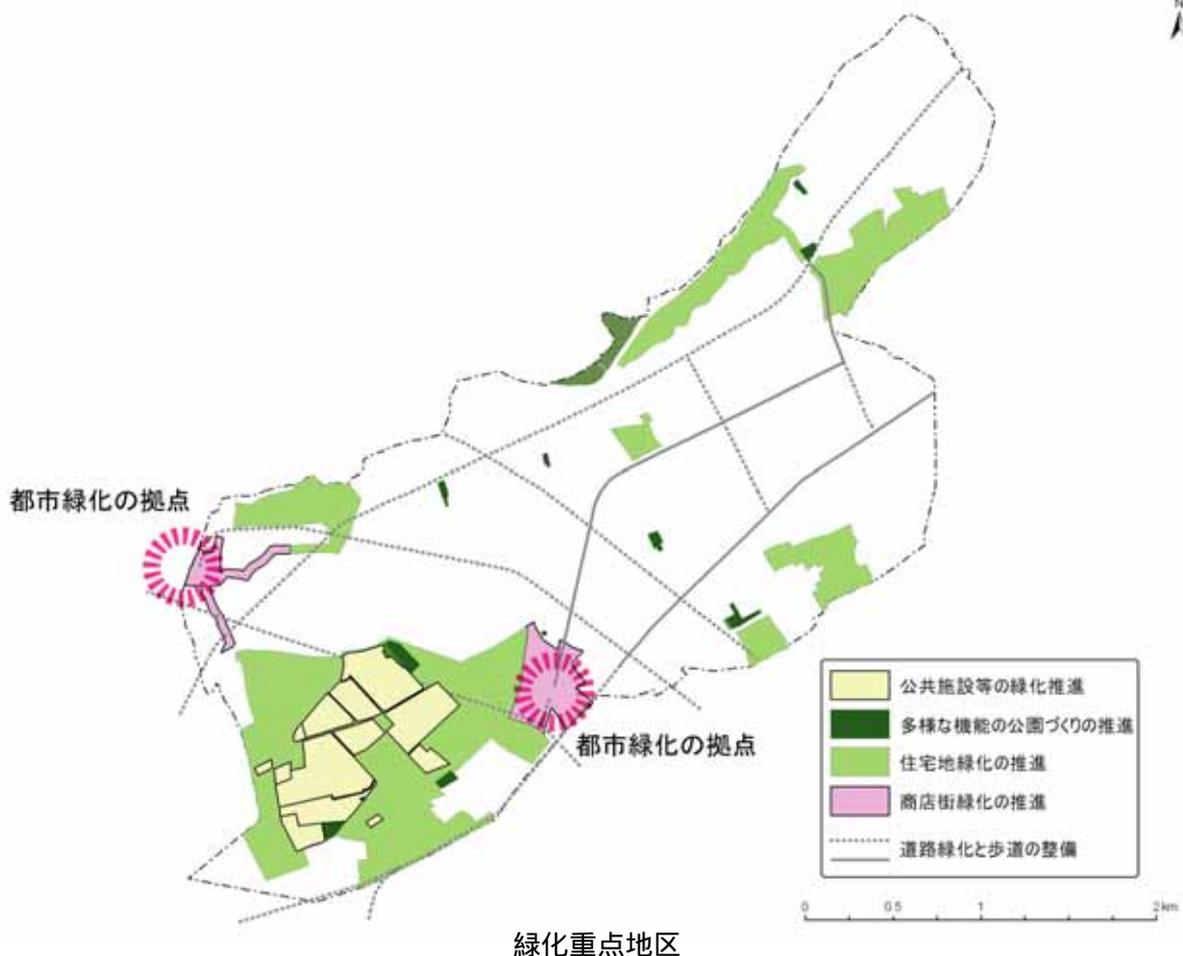
「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進

(緑化重点地区における緑化の方針)

- ・市民・事業者・行政の役割分担あるいは協働による積極的な緑化を推進する。
- ・市民・事業者は敷地内の緑化に努める。
- ・市は市民・事業者の緑化を支援し、かつ、公共施設の緑化を推進する。

(具体的な取組み事例)

- ・小学校、街区、商店街など、まちづくり単位における緑化推進、基準、取組み体制の検討及びモデル事業の実施検討
- ・商店街や地域が主体となったプランターと街かど花壇の設置
- ・沿道の建物更新に合わせたセットバックによる植樹帯や歩道の確保、沿道緑化の誘導
- ・道路の緑化・花壇の設置推進
- ・公共施設の接道部緑化、公共施設建て替え時の緑化スペースの確保



緑化重点地区

4. みどりをみんなで育む

(1) みどりの教育の強化

身近なみどりを自然環境教育の場として活用し、自然とふれあいながら、大切さを学び、自然との共生を図ることのできる人づくりを進めます。また、将来の地域環境や自然からの恩恵を受ける子どもたちに対し、環境に対する理解を深め、環境配慮行動を実践できるように、環境教育を推進します。

1) 学校でのみどり教育の推進

次世代を担う子どもたちのみどりに対する認識を高めるため、市教育委員会、各学校管理者・保護者の理解と市民団体の協力を得て、体験学習などを通じた学校におけるみどり教育を推進します。また、自然の大切さやみどりの必要性について正しい知識をはぐくむため、教材を充実していくことを検討します。

また、次世代を担う子どもたちが、多様な生きものとの共存や自然環境の大切さを学ぶことは、みどりのまちづくりを進めるうえで重要です。このため、学校教育施設およびその周辺においては、関係機関と連携し、自然にふれることのできる環境学習の場の整備を進めます。

<主な取り組み>

- 関係者の協働によるみどり教育の推進
- みどり教育の教材の充実および指導者の養成
- 子どもたちの環境学習の場づくり

2) 自然観察会等の開催の推進

市民による自然保護・育成のための市内にある雑木林の樹木や野草などのみどりや、そのみどりの中で生息する野鳥、昆虫、武蔵野の暮らしの営みなどを知ってもらう観察会の開催を推進します。

<主な取り組み>

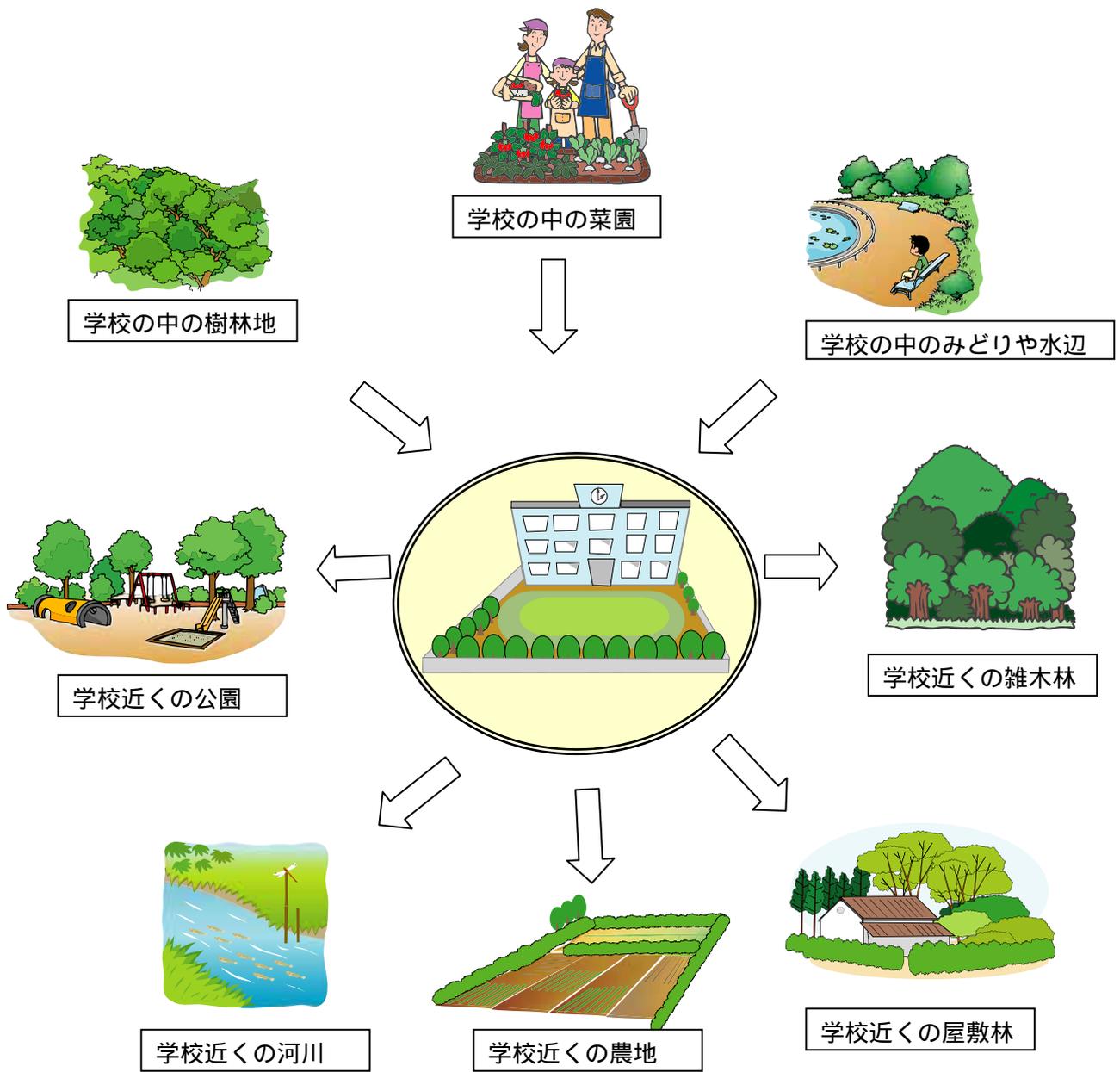
- 自然観察会の実施

3) みどりの生涯学習の推進

みどりに関する映写会や勉強会、講演会など、みどりの生涯学習の体制づくりを進め、みどりに対する市民意識の醸成を図ります。

<主な取り組み>

- みどりの生涯学習の体制づくり(みどりに関する勉強会など)



学校及びその周辺のみどりの資源を子どもたちが自然とふれあえる環境学習の場としていく

(2) みどりのまちづくりへの市民協働の推進

1) 市民参加による公園整備

市民により親しまれ、地域への愛着をさらに深めることができるように、計画の段階から維持管理まで市民の手による公園づくりができるしくみをつくり、市民参加による公園整備を推進します。特に地域に密着した公園については、地域の人々が集い、楽しめる場として、地域コミュニティの育成を図るためにも、地域住民などによる施設の管理運営を視野に入れた公園づくりを進めます。

< 主な取り組み >

市民の手による公園づくりのしくみづくり

2) みどりのメンテナンスへの市民参加

雑木林や公園および宅地内のみどりの市民参加による維持・管理を進めるため、みどりを維持・管理するボランティア組織を拡充し、その人材の育成を進めます。

< 主な取り組み >

清瀬しみどりのサポーター制度の充実

3) 不要樹木の斡旋

転居や建て替え時にやむを得ず処分される樹木は、必要な市民に斡旋するなど、身近な樹木を再利用する制度の検討をします。

< 主な取り組み >

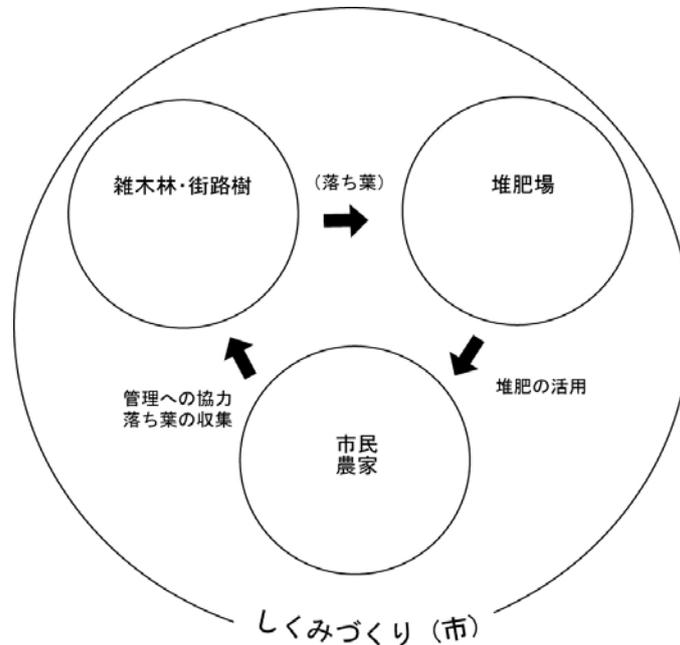
不要樹木の斡旋

4) 落ち葉の堆肥化と配布

雑木林や街路樹などでボランティア等により集めた落ち葉を堆肥化し、農家や一般市民に活用してもらうシステムを再構築していき、みどりの循環を実践していきます。

< 主な取り組み >

雑木林のみどりの資源化



落ち葉の堆肥化と配布のしくみづくり

(3) みどりの普及・啓発

1) みどりのPRの強化

みどりの情報提供

市内のみどりを紹介する散策マップやみどりのパンフレットなどの作成を継続していきます。また、ホームページなどによるみどりの情報発信などについても充実していきます。

< 主な取り組み >

みどりの情報提供のあり方の検討

みどりの情報提供の場の検討

看板表示類の整備

緑地、河川敷などに設置してある「市民への呼びかける看板表示」のあり方、表示内容、設置場所などを検討し見直していきます。加えて樹名板の設置の検討も行います。

< 主な取り組み >

看板表示の標準化(担当部署との連携)

看板設置に当たっての基本方針の検討

(設置看板の集中管理手法の確立、通し番号、設置場所、設置日など)

2) みどり関連ボランティア団体等の活動への支援

指導者講習会への援助を継続し、ボランティア活動の充実を図っていきます。

<主な取り組み>

ボランティア指導者研修支援の強化と充実

清瀬市自然保護レンジャー制度の充実

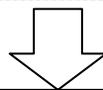
3) みどりのイベントの開催

みどりに関するイベントの開催

市民のみどりに関する意識を高めるため、みどりに関するイベントの開催を進めます。

<主な取り組み>

各種イベントの方向性についての検討（グリーンフェアの開催）



各種イベントの緑に関する内容について「グリーンフェア」として体系化することを検討する

各種イベントの体系化

みどりのコンクールの実施

庭木や生垣、花壇など個人のみどりのコンクールを実施し、住民の緑化意識の向上をめざします。

<主な取り組み>

フラワーコンテストの継続

生け垣コンテストの検討

5) みどりの配布

苗木・花の種の配布

苗木や花の種などの配布を進め、みどりを育てることの楽しさを体験を通して知ってもらい、緑化意識の高揚を図ります。

< 主な取り組み >

市民まつりにおける苗木配布

(4) みどりの体制づくり

1) 緑化活動団体の支援・育成

みどりの活動団体の支援・育成

みどりをつくり、守り、育てる活動を地或やグループで行っている団体の新たな育成を支援し、すでに活動している団体に対しては、その活動を支援していくシステムを充実していきます。

< 主な取り組み >

みどりの活動団体の支援システムの検討

カタクリなど希少植物の保護活動の支援

先進事例の検証とその視察の支援

みどりの活動団体の育成を図るため、先進事例の検証の上、その視察などについて支援を検討していきます。

< 主な取り組み >

先進事例の検証と視察支援

2) 財源の充実と活用

みどりの財源の確保

みどりの保護・育成や緑化推進のために「清瀬市緑地保全基金」の充実に努め、雑木林の公有化や緑地の保全・育成などへの活用を図ります。また、緑化基金を充実するためのPRに努めます。

< 主な取り組み >

緑地保全基金の充実と活用

緑地保全基金の充実のためのPR

みどり関係の財源の確保

3) 緑化推進体制の強化

市では雑木林を次世代に引き継ぐべき財産として、公有地化をすすめています。公有地化等で自然環境を守っていくために、清瀬市緑地保全推進委員会を発足させ、緑地保全基金への募金活動を行っています。今後も、より多くの人にみどりの大切さを周知するとともに、緑地保全基金を充実していくために緑地保全推進委員会の活動を充実していきます。

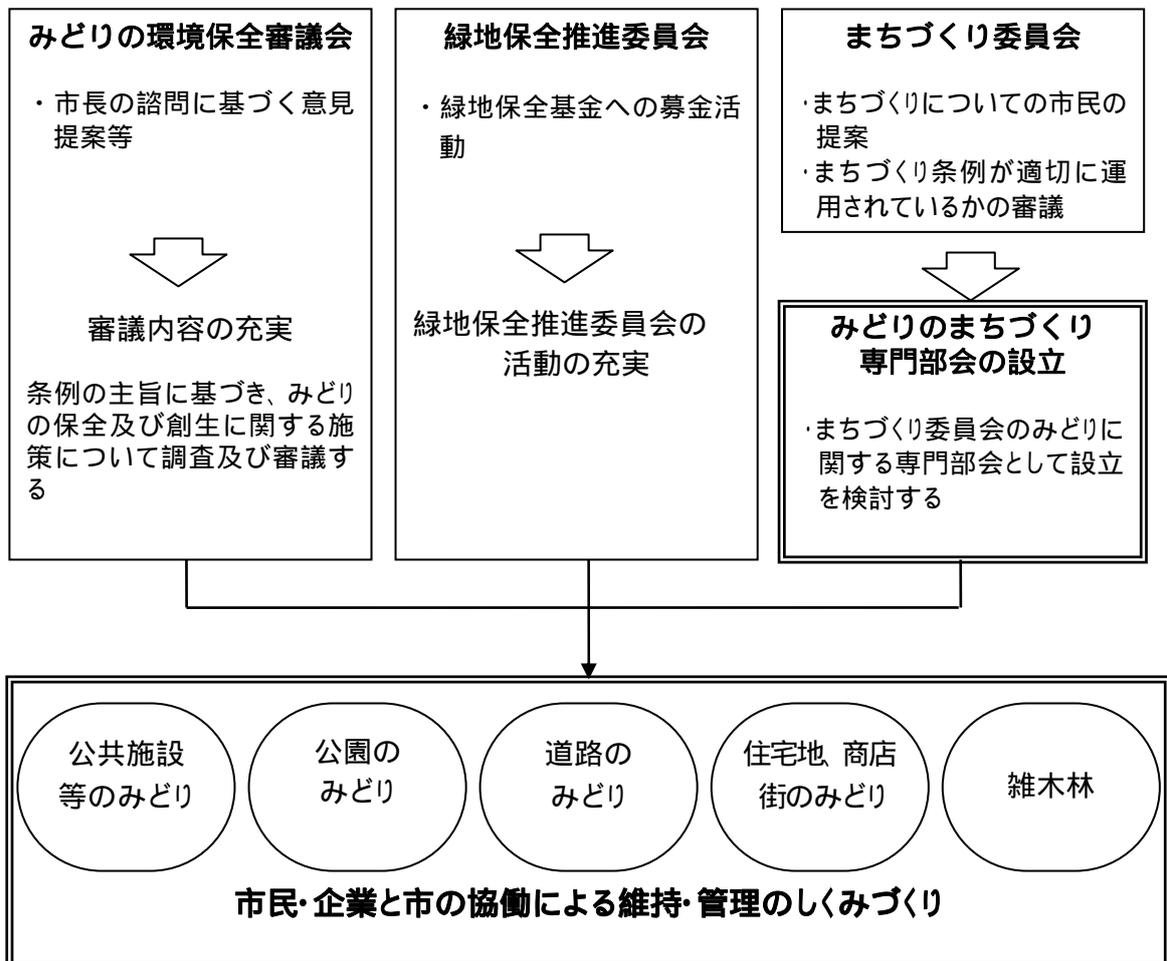
一方、清瀬しみどりの環境をつくる条例に基づき、みどりの保全及び創生に関する施策について必要な事項を調査及び審議するため、清瀬しみどりの環境保全審議会を設置しています。今後も清瀬しみどりの環境保全審議会を強化していきます。

<主な取り組み>

緑地保全推進委員会の活動の支援

みどりの環境保全審議会の充実

まちづくり委員会内部にみどりに関する専門部会などの設置の検討



緑化推進体制の強化と協働によるみどりの維持・管理

4) 周辺市との連携の強化

清瀬市は、柳瀬川流域の空堀川合流点に位置します。この立地から、緑地や河川空間を埼玉県所沢市、新座市と共有するエリアが広く、雑木林の保全・活用や水辺環境の整備等において、周辺市との連携を強化していきます。

また、第二次多摩六都緑化計画のみどりの将来像である「みどりのネットワークが形成された多摩六都」を目指し、みどりの連携としてみどり豊かな道やみどりに親しめる散歩道をつくるなど、多摩六都を構成する多摩北部都市広域行政圏の各市と連携したみどりのまちづくりを推進します。

<主な取り組み>

周辺市と連携した雑木林の保全・水辺環境の整備

多摩六都におけるみどりのネットワークの形成

